

介護保険料(65歳以上の方)本算定のご案内

◆介護保険料(年額)は8月中旬に通知します

介護保険料は本人・世帯の市民税課税と本人の前年所得などをもとに段階別に計算します。確定した保険料と、仮徴収の賦課分を差し引いた残りについて、納入通知書を8月中旬に送付します。

(年 額)	(仮徴収)	(以降の納期に振り分け)
確定した 平成27年度保険料	特別徴収 4月・6月・8月 普通徴収 第1期・第2期	10月・12月・平成28年2月の3回 第3期・第4期・第5期・第6期の4回

◆保険料の納め方

●特別徴収(年金からの天引き)……65歳以上で、年金(老齢・退職年金、障害年金、遺族年金)を年額18万円(月額15,000円)以上受けている方

2か月おきに支払われる年金から、支払いごとに保険料が天引きされます。(老齢福祉年金からは天引きされません)

●普通徴収(納付書、口座振替による納付)……特別徴収にならない方

年度の途中で65歳になられた方や転入の方、または年金が年額18万円(月額15,000円)未満の方など納付書により、市役所または市が定める金融機関で納めてください。
※納めに行く手間が省け、納め忘れの心配がない、口座振替がおすすめです。

●年度途中で65歳となられた方や転入の方で、年金を年額18万円以上受けている方

当初は普通徴収となります。特別徴収は翌年度以降に随時開始されます(年金の受給が遅れるなどの理由により、日本年金機構などから対象者として市へ通知がない場合は引き続き普通徴収となります)。

普通徴収の納期限(平成27年度)

第1期	第2期	第3期	第4期	第5期	第6期
6月1日(月)	7月31日(金)	9月30日(水)	11月30日(月)	平成28年 2月1日(月)	平成28年 3月31日(木)

◆介護保険料(平成27年度～平成29年度)

第1号被保険者(65歳以上)の介護保険料が、平成27年4月から変わりました。基準額は年額57,100円(月額4,760円)です

介護保険料は、基準額をもとに12段階の区分で保険料を計算します。

市の介護サービスなどにかかる費用全体の約22%を65歳以上の方の保険料でまかないます。

所得段階	対 象 者	負担割合	月額(年額)保険料
第1段階	生活保護被保護者、世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金の受給者、世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額+公的年金収入額が80万円以下の方	0.30	1,428円 (17,100円)
第2段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額+公的年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.50	2,380円 (28,500円)
第3段階	世帯全員が市民税非課税で本人の前年の合計所得金額+公的年金収入額が120万円超の方	0.70	3,332円 (39,900円)

第4段階	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額+公的年金収入額が80万円以下の方	0.90	4,284円 (51,300円)
第5段階 (基準額)	世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額+公的年金収入額が80万円超の方	1.00	4,760円 (57,100円)
第6段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.20	5,712円 (68,500円)
第7段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の方	1.30	6,188円 (74,200円)
第8段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の方	1.50	7,140円 (85,600円)
第9段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が290万円以上500万円未満の方	1.70	8,092円 (97,000円)
第10段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	1.90	9,044円 (108,400円)
第11段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.00	9,520円 (114,200円)
第12段階	本人が市民税課税で前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.10	9,996円 (119,900円)

※老齢福祉年金 明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

※合計所得金額 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です(地方税法に基づく)。

※保険料(年額)の100円未満は切り捨てです。

※年度途中で資格取得および喪失した方については、月割により保険料を計算します。

介護保険サービス利用者・施設入所されている皆さんへ 平成27年8月から介護保険の費用負担が変わります。

- 介護保険のサービスを利用した時の利用者負担割合が、一定以上所得者は2割に変わります。
※一定以上所得者とは本人の合計所得金額が160万円以上で、同一世帯の第1号被保険者の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身280万円以上、2人以上世帯346万円以上の方です。
- 高額介護サービス費の一部の限度額が新しくなります。
- 介護保険施設やショートステイを利用する際の負担限度額認定(所得が低い方の食費・居住費の負担軽減)の適用要件が変わります。

◆問い合わせ先 市役所介護高齢課(内線172~174)